

(様式第1号)

会議録     会議要旨

会議の名称	令和2年度 芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会
日時	令和2年12月23日(水) 午後2時00分～4時00分
場所	芦屋市保健福祉センター会議室1
出席者	委員長 柴田 政彦 副委員長 野田 京子 委員 須山 徹      溝井 康雄      田中 友巳      東郷 明子 中山 裕雅      小山 香代子      多田 直弘      岸田 太 欠席委員 前田 浩子      長谷川 憲司      木下 新吾 事務局 細井 洋海      山田 映井子      辻 彩 内藤 志帆      丸山 千尋
事務局	こども・健康部健康課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 開会

【委員会の成立について】

開始時点で13人中10人の委員の出席により成立

2 委員・事務局紹介

3 委員長・副委員長

委員長 柴田委員

副委員長 野田委員

4 議事

(1) 芦屋市健康増進・食育推進計画の推進・評価について

(2) その他

5 資料

令和2年度芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会式次第

芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会委員名簿

芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会設置要綱

資料1 令和元年度第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の実績と今後の課題等について(第3次芦屋市健康増進・食育推進計画評価シート)

資料2 第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の実績報告まとめ

資料3 数値目標一覧

資料4 第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の体系

資料5 令和元年度新規事業

参考資料1 自殺予防対策のこれまでの取組

参考資料2 自殺総合対策大綱（概要）

参考資料3 地域自殺対策計画を策定するプロセス

参考資料4 自殺者の状況について

参考資料5 自殺予防対策～相談対応のポイント～

参考資料6 新型コロナウイルス感染症が流行している“今”できること  
～からだところの健康を保つポイント～（配布リーフレット）

参考資料 第4次芦屋市総合計画後期基本計画概要版

参考資料 あしや健康ポイント2020（配布リーフレット）

参考資料 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（イメージ）

## 6 審議経過

（事務局 細井）

それでは、定刻となりましたので、只今より令和2年度芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会を開催させていただきます。本日、進行を務めさせていただきます健康課の細井と申します。また、本日は、リモートによる委員会の開催となっております。後ほど、留意事項についてもお伝えしますので、よろしくお願いたします。少しお時間を頂戴しまして、会議の成立状況等についてご報告いたします。本委員会の設置要綱第6条第2項に「委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」とございます。本日、委員13名のうち、10名の委員の方にご出席いただいておりますので、本委員会は成立しております。なお、欠席の委員は、前田委員、長谷川委員、木下委員の3名でございます。ここで、お願いですが、本委員会は、芦屋市情報公開条例第19条に基づき、原則公開となり、ICレコーダーで録音させていただき、発言内容、発言者のお名前は、議事録として市のホームページ等にて後日、公開されますことをご了承のほど、お願いたします。傍聴の承認につきましては、「『附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領』により、定員の範囲で当該附属機関等の長が認めるものとする。」となっておりますが、本日は傍聴希望の方がおられませんので、このまま進行させていただきます。では、次に会議運営上の留意事項についてご説明させていただきます。

（事務局 山田）

本日は、次第のとおり、令和元年度の実績報告を行い、推進・評価についてご協議いただきます。また、本日は感染症対策のため、リモート会議となっております。最長1時間半を目途に進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いたします。リモートで出席の皆様につきましては、音声はミュートにさせていただき、発言の際には手を挙げていただいたあと、ミュートを解除しご発言をよろしくお願いたします。会場にお越しの皆様におかれましては、スクリーンにて、出席者の確認できます。発言の際には、タブレットを近くに準備いたしますので、準備後にご発言をお願いいたします。聞こえにくい等ございましたら、事務局までお声かけください。不慣れな点がございますが、活発なご意見をいただけ

たらと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

(柴田委員長)

それでは、次第に沿って議事を進めます。本日の議事は1項目となっております。(1) 芦屋市健康増進・食育推進計画の推進・評価についてです。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局 山田)

では、資料に沿って説明いたします。まず、【資料4】をご覧ください。

本計画では、健康寿命の延伸により、健康であると実感できる人を増やすため、4つの基本目標を設定しています。母子保健計画の基本目標Ⅰ、親と子の健康づくりの推進、健康増進計画の基本目標Ⅱ、健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進、同じく健康増進計画の基本目標Ⅲ、主体的な健康管理の推進、食育推進計画の基本目標Ⅳ、健全な食生活の推進となっております。この柱に沿って、各計画の推進事業を中心に実績報告および今後の課題等を含めたまとめを報告させていただきます。

【資料1】をご覧ください。昨年度の推進委員会でご協議いただきました評価シートを用いて、各関係機関の推進事業について、令和元年度の実績と今後の課題等を報告していただいたものとなっております。評価につきましては、各担当課の評価となっており、1枚目の右上部にございますAからDまでの評価が基準となっております。担当課が重複している事業も含めると144事業の評価となります。A評価は全体の7%、B評価78.5%、C評価は14.5%となっており、8割の事業において予定通り取り組むことができたと評価しております。一つ一つの事業について協議したいところではありますが、事務局にて、【参考資料】「第4次芦屋市総合計画」の概要版にあります6ページのまちづくり基本方針1「人と人がつながって新しい世代につなげる」の中の、8ページ「地域で安心して子育てができていく」、また、9ページのまちづくり基本方針2「人々のつながりを安全と安心につなげる」の中の「市民が心身の良好な状態を維持してすごしている」という基本方針に紐づく事業を中心に、【資料2】を作成しました。

【資料2】をご覧ください。まず、母子保健計画の報告をいたします。母子保健計画におきまして、推進分野の(1)は妊娠期の取組が中心となっております。現状は、健康課では、妊娠期の取り組みとして、母子健康手帳交付時に保健師が全数面接を継続して実施するとともに、子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室と連携して相談しやすい体制を整えています。また、妊婦がパートナーとともに参加しやすいよう、土・日曜日に「プレおや教室」を実施しています。市立芦屋病院では、参加の機会がなかった方の受け入れができるよう、土曜日に「両親学級」を実施しています。学校教育課では、防煙教育、薬物乱用防止教育を行い、正しい知識の普及・啓発を実施しています。県芦屋健康福祉事務所では、「地域思春期保健ネットワーク会議」において思春期特融の課題に関して情報を共有し、地域課題の明確化や取り組みの検討を実施するとともに、管内関係機関で思春期の健康課題の共有と取り組みの方向性を認識する場として設定しています。まとめとして、妊娠期から子育て期の切れ目のない支

援の実現を目指し、今後も関係機関との協働による健康教育を継続し、産後うつ予防をはじめ、安心・安全に出産・子育てに臨めるよう支援していきます。

続きまして、推進分野(2)は、出産後の子育て期の取組が中心となっております。現状は、健康課では、新生児訪問をはじめ乳幼児健康診査・相談事業により支援が途切れないよう取り組んでいます。令和元年度からは、「芦屋市骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用の一部を助成する事業」を実施し、感染症の予防に取り組んでいます。「ブックスタート事業」については、子育て推進課と生涯学習課、図書館と連携して、絵本を通じた子育て支援を実施しています。子育て推進課、学校教育課では、身近な地域で子育て交流の場を設定し、子育て世帯の孤立予防に取り組んでいます。まとめですが、子育て世帯の地域からの孤立予防や虐待防止のため、関係機関との連携による切れ目のない支援が求められており、今後も関係機関の連携強化に努め、保健・医療・福祉の連携体制を推進するとともに、支援が必要な世帯が安心して子育てができるよう取り組んでいきます。母子保健計画については以上です。

(事務局 辻)

続きまして、次のページをご覧ください。健康増進計画の報告をいたします。基本目標の健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進の推進分野(1)運動習慣の確立と実践は、健康課では、体力測定や特定保健指導の一環としての健康教室や保健指導に取り組んでいます。さらに令和元年度からは、ポイント制度を活用した「健康ポイント事業」を実施、市民のだれもが気軽に健康づくりができるような仕組みの構築に取り組んでいます。また、令和元年度に「あしやウォーキングマップ Vol.1」を作成し、全戸配布を実施するとともに、庁内関係課(保険課、福祉センター、高齢介護課、スポーツ推進課等)の窓口に配架しました。高齢介護課では、一般高齢者を対象とした介護予防事業における体操等の教室の実施や、トレーナー派遣事業等を通じた地域介護予防活動の支援により高齢者の身体機能の維持に取り組んでいます。スポーツ推進課では、教室・講習会・「あしやスポーツフォーラム2020」や測定会等を通じて運動のきっかけ作りや意識づけ、生涯スポーツの振興を図っています。まとめとして、ポイント制度を活用した「健康ポイント事業」の実施により、庁内横断的な取組が進み、関係機関等との連携も図れました。今後も継続して、関係各課との連携に努めるとともに、民間企業等の多様な主体との連携に取り組み、運動のきっかけづくりや意識づけを図り、市民の運動習慣の確立と実践を目指します。

続きまして、(2)禁煙と適正飲酒の推進は、健康課では、禁煙の必要性や受動喫煙の健康に対する影響について、母子健康手帳の交付時並びに健診、保健福祉フェアの機会、広報あしや等を活用した啓発や禁煙支援プログラムによる健康教育を行っています。適正飲酒については、特定健康診査(集団健診)や健康チェックの機会を活用し、情報提供を実施しています。環境課では、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」「市民マナー条例推進計画」に基づき、喫煙マナー改善への積極的な周知啓発や市内全域で歩きタバコに対する指導を行っています。また、喫煙禁止区域において、指定場所以外での喫煙に対する指導を実施しています。県芦屋健康福祉事務所は、県条例についてリーフレットを活用した積極的な周知や

講義を実施しています。アルコール依存症に関しては、保健師による相談支援や家族への心理的サポートを行っています。まとめとして、禁煙と適正飲酒の推進については、関係機関との連携を図り取り組みを進めていますが、今後も継続して、あらゆる機会を捉え、幅広い世代へ適正飲酒や禁煙に関する情報提供を積極的に行うよう努めます。

続きまして、次のページをご覧ください。(3) こころの健康は、健康課では、こころの体温計の利用や、市内相談先についての周知をホームページやチラシにより行っています。また、庁内連絡会や研修会を開催することで、自殺予防対策が全庁的な取り組みであることを周知啓発し、自殺予防対策の強化に努めています。県芦屋健康福祉事務所では、保健師が自殺企図のある者や家族への援助、関係機関への助言を行っているとともに、必要時精神科医師による相談を実施しています。まとめとして、自殺予防対策として庁内各課が取り組む直接的な事業は多くはないが、相談対応等の結果的に自殺予防につながる取り組みは、実施しています。今後も継続して関係各課並びに関係機関との連携を図りだれも自殺に追い込むことのない芦屋市を目指し取り組みます。

続きまして、(4) 歯及び口腔の健康づくりは、健康課では、歯科医師会等の関係機関と連携を図り、歯科健診・相談の各種事業や、障がい者(児)歯科診療を実施しています。また、「健康ポイント事業」において歯科健康診査をポイント付与対象事業とし、歯の健康づくりのきっかけとなるよう幅広い年齢層に働きかけました。まとめとして、「健康ポイント事業」の実施により、歯科健診をはじめ各種事業の受診・参加へとつながりました。今後も健康ポイント事業を活用し、歯科健診・相談の各種事業の利用者の増加を目指します。また、歯科健診の受診率向上を目指し、効果的な受診勧奨方法を検討し、併せてフレイル予防としての歯及び口腔の健康づくりを推進していきます。

続きまして、基本目標の主体的な健康管理の推進の推進分野(1)生活習慣病予防等の対策と健康寿命延伸の取り組みは、健康課では、「健康ポイント事業」において各種がん検診、骨粗しょう症検診をポイント付与対象事業とし、幅広い対象者への周知に努めました。大腸がん検診(郵送法)では、学校教育課等関係機関と連携し周知啓発を実施しました。特定健康診査や特定保健指導では保険課と連携し、受診率向上に努めています。また、令和2年度より後期高齢者健康診査の場でフレイルに特化した質問票を用いた問診を実施しています。健診結果と質問票の回答内容はKDB(国保データベース)システムに収納し、結果を関係機関(保険課・地域福祉課・高齢介護課・健康課)で共有し地域ごとの後期高齢者の健康状況の把握、健康課題の整理・分析を行っていく予定です。保険課では、市立芦屋病院の人間ドック検査料助成を実施しています。また、特定健康診査では、「健康ポイント」などインセンティブを活用した受診率向上対策やデータを活用した効果的な受診勧奨等により受診率が向上しました。市立芦屋病院では、疾病予防、早期発見・早期治療を通じて健康増進に役立つことを目的とした人間ドックにオプションを追加し、内容を拡充しました。また、特定健康診査と後期高齢者医療健康診査の受診者が増加しました。まとめとして、関係機関との連携により、周知啓発の対象者が拡充し、効果的・効率的な取り組みにつながりました。また、課題の共有により、関係各

課との横断的な取組が促進されました。今後もこの取組を継続するとともに、民間企業等の多様な主体との連携を図り、市民自らが健康づくりに取り組めるよう推進します。

続きまして、次のページをご覧ください。食育推進計画の報告をいたします。健全な食生活の推進の（１）健康を維持する食習慣の確立と実践は、健康課では、各種乳幼児健康診査、各種食育教室、栄養相談、健康講座等を通じて健康を維持する食習慣についての周知啓発と指導を実施しています。また、各種食育教室や栄養相談を「健康ポイント事業」のポイント付与対象とすることで、参加者の増加につながりました。保険課では、国保加入者の特定保健指導を実施し、生活習慣病予防の食習慣について指導しています。高齢介護課では、一般高齢者を対象とした介護予防事業において、体操・口腔ケア・栄養指導・水中ストレッチ等の内容で教室を実施し、参加者の身体機能を維持する取り組みを行っています。子育て推進課では、市立認定こども園・保育所において栽培保育等を通じて楽しく食べる活動や給食等を通じての情報提供に取り組んでいます。学校教育課では、給食の時間や総合的な学習の時間を活用し、栄養教諭・学校栄養職員がコーディネーターとなり、各学校で様々な食育活動を行っています。まとめとして、給食や給食の時間を活用した食育を実施することにより、健全な食生活の推進につながりました。また、健康ポイント事業の参加者は、ポイント付与対象の各種食育教室や栄養相談の参加へとつながり、幅広い世代が食への関心を持つきっかけとなりました。今後も関係機関と連携し、取り組んでいきます。

続きまして、（２）食の安心安全への取り組みは、健康課では、乳幼児健康診査や食育教室を通じて衛生面からの手洗いの重要性を周知啓発するとともに実践指導を実施しています。また、非常用食料等備蓄の必要性について、市ホームページや保健福祉フェア等のイベントでの周知啓発に努めています。子育て推進課では、市立認定こども園・保育所において給食だよりを通じて、食中毒予防に努めています。防災安全課では、非常用食料等備蓄の必要性について防災総合訓練での非常食の試食・災害食の簡単レシピ体験や広報あしや・市ホームページ等による啓発を実施しています。まとめとして、関係各課があらゆる機会を捉え、周知啓発に取り組んでいる。令和２年度からは、防災安全課と連携し、備蓄している液体ミルクに関する情報を周知するリーフレットを作成し、４か月児健康診査時に配布しています。今後も、継続して食中毒の予防や非常用食料等備蓄の必要性について積極的に周知啓発していきます。

続きまして、（３）食育の推進と連携は、健康課では、食育教室や健康講座・教育・相談事業等を通じて食育の推進に取り組んでいます。また、各種食育教室や栄養相談を健康ポイント事業のポイント付与対象事業とし、参加者には、食に関するリーフレットの送付により周知啓発を行いました。市民参画課では、ボランティアの活動促進を行う中で、小学生の「スマイルボランティア」によるふれあいカフェや秋祭りでの子どもカフェを通じて食の大切さを学ぶ取組を実施しています。地域経済振興課では、秋まつり等を通じて、県内の特産物を紹介するなど地産地消の促進に取り組んでいます。子育て推進課では、市立こども園・保育所の給食において行事食の提供や献立表・給食だよりにて行事食について掲載し、行事食を中心とした食文化への関心を高めるよう取り組んでいます。学校教育課では、食育指導計画（給食実施校）

を作成し、給食の時間を中心に様々な食育活動に取り組んでいます。県芦屋健康福祉事務所では、地域に根ざした食育活動や健康づくりに関する普及・啓発活動の積極的実施を目的とし、食生活改善グループ（いずみ会等）の取組を支援しています。まとめとして、給食やフェア・祭り等のイベント、食育の日・食育月間等のあらゆる機会を活用し、食育の推進に取り組んでいます。健康ポイント事業では、庁内関係課との連携により幅広い世代の食育推進につながりました。今後は、感染症の拡大予防策を講じたイベント等のあり方を検討するとともに、継続して関係機関との連携に努め、食育の推進に取り組めます。報告は以上となります。

（事務局 辻）

続きまして、参考資料としてお配りしております、黄色チラシの「健康ポイント2020」をご覧ください。報告の中でお伝えしております健康ポイント事業の内容は、こちらをご覧ください。ただとお分かりいただけたらと思います。チラシに記載してあるような項目に参加等いただくことで健康ポイントを付与し、貯まった健康ポイント数に応じて抽選で記念品を進呈がする仕組みとなっております。その中で、芦屋市が主催する事業や講座等に参加等いただくことで健康ポイントがつく内容があり、庁内の色々な関係部署と横断的な取り組みに繋がったと思っています。

（事務局 山田）

続きまして、資料3をご覧ください。数値目標一覧になります。本計画において柱ごとに目標値を決めています。計画を策定するときにとった、市民アンケートの項目に関連するものがほとんどですが、母子保健計画に関係する1ページから令和元年度の数値が記載される項目については、令和元年度の乳幼児健康診査の問診票等から数値を出しています。

全出生中の低出生体重児の割合につきましては、実人数は減少していますが、出生数の母数も減少しているため、割合としては増えています。

また、乳幼児健診の受診率の低下につきましては、2月から新型コロナウイルス感染症の予防のため、受診控えがあったことも要因として考えられます。妊娠中の喫煙率の上昇や、定期予防接種の実施率の低下が見られておりますので、今後も健康教育を通して継続して啓発していきたいと思っております。

続きまして、資料5をご覧ください。健康課におきまして、平成29年度に策定した事業から、より計画を推進していくために新規事業として取り組んでいる事業となります。今後は、これらの事業も踏まえて、推進評価をしていけたらと思っております。母子保健計画の基本目標1に関連し、骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用の一部を助成する事業を始め、1件、助成しております。

（事務局 辻）

続きまして、2ページをご覧ください。基本目標Ⅱ健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進の（1）運動習慣の確立と実践の新規事業として2つございます。1つ目のヘルスアップ事業は、楽しみながら「いつのまにか健康（になる。）」を自らが実践し、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする事業となります。誰もが気軽に健康づくりに取り組めるようなきっかけと

して、新たな「ウォーキングマップ」の作成並びに「健康ポイント」を導入し、他者との交流や身体活動量が増加することを目指しております。開始年度は、令和元年度となり、定員200名のうち、参加者は174名でした。結果として、これまでご参加いただかなかったようなかたにご参加いただきました。ただし、参加者層が60～70歳代が主だったため、若い層にも参加を促進しようということで、令和2年度に関しましては、そちらを課題としました。

2つ目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、参考資料の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をご覧ください。イメージ図になります。令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正が交付されました。高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容が明示され、市町村において、介護保険の地域支援事業を国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなりました。事業の実施は、令和3年度からとなります。令和元年10月より庁内関係課（保険課・地域福祉課・高齢介護課・健康課）で「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向けた推進連絡会」を開催し、令和元年度に5回、令和2年度は8月までに4回開催し、事業の具体化を目指しています。課題として、令和2年度から後期高齢者医療健康診査時に「質問票（フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握することを目的とした15項目）」の運用を開始していますが、より適切に必要な支援先等へつながるよう運用方法を充実させていくことが必要と考え、令和3年度から開始予定の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業について、より具体化していくことが必要と考えております。

次のページ以降の（4）歯及び口腔の健康づくり、基本目標Ⅲ主体的な健康管理の推進の（1）生活習慣病予防等の対策と健康寿命延伸の取り組み、基本目標Ⅳ健全な食生活の推進の（1）健康を維持する食習慣の確立と実践にも、ヘルスアップ事業と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の2つを再掲しております。

（事務局 細井）

説明は、以上となります。

（柴田委員長）

ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症が令和2年2月頃から拡大し出しましたが、令和元年度に影響が少しはあったと思いますが、令和2年度の影響や事業の見直しはどうか。

（事務局 細井）

健康課は、事業をたくさん実施しておりますので、2月頃から乳幼児健診や予防接種については配慮して取り組み、教室や健（検）診等は予約時間を設け人数の調整を行いました。令和元年度は大きな影響はありませんでしたが、令和2年度は大きな影響を受け、緊急事態宣言中は事業を止めましたが、事業再開時には、工夫できたこともありました。例えば、健（検）診の尿検査は、これまでは当日会場で採尿いただいていたおりましたが、令和2年度は事前に容器を送付し、自宅で採尿したものをお持ちいただくことで、会場の滞在時間を短縮できたことも



に、会場のお手洗いを使用しないことで感染拡大防止に務められ、改めて事業の見直しができました。また、両親学級等の教室も事業停止しておりましたが、対面での教室を受講したい要望があり、教室を再開した際には、これまでにない予約者数となり、人数枠を増やすとともに、会場を二つに分ける等の工夫をいたしました。市民の皆様は、繋がり方を模索していることを感じています。今後の事業展開としては、どのようにして繋がりを担保するかということが1点、また感染拡大防止策の取り組みをどのようにルーチン化していくか、人手や時間が必要になるので、事業全体の見直しが必要と思っています。

(柴田委員長)

ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症で大きな影響が出てきて、色んな立場のかたが進めてくれていると思います。他、ご意見・ご質問あるかたはいますか。

(溝井委員)

本日、追加資料でお配りしました歯界月報の来月の資料ですが、「骨太の方針」は国の政策であり2017年に初めて歯科の重要性として、この中で謳われました。2017～2020年の記載内容を見ていただいた通りですが、2020年度は新型コロナウイルス感染症に関しても口からウイルスが入るので、力を入れたということです。

(事務局 辻)

ありがとうございます。溝井先生のお話でフレイルに関することが出ましたので、本市が今後取り組んでいこうと思っていることについて発言させていただきます。先ほど、参考資料の方で説明しましたが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施で、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを現在考えております。ポピュレーションアプローチを地域の通いの場等で実施しようと考えており、栄養のこと、口腔のことで歯科衛生士、理学療法士、保健師等に関わっていただきながら、口腔の大切さやオーラルフレイルの取り組みを行っていきこうと動いていますので、先生がおっしゃっていたことにリンクしてくるのではないかと考えております。追加としてご報告になります。

(柴田委員長)

ありがとうございました。他、ご意見・ご質問あるかたはいますか。

(東郷委員)

現在、コロナウイルスの状況の中で、高齢者も自粛状態で高齢者のフレイルが問題となり、私も訪問するとやはり自宅にいますので歩けなくなったりということが起こってきています。体操する場所があるが閉鎖しており入れず、どこにも行く場所がないという話をよく聞きます。それに対して、何か具体的な対策はありますか。

(事務局 細井)

先ほど、説明させていただきましたとおり、昨年10月から4課が集まり一体的実施の計画を立てていますが、通いの場のあり方については福祉部門も随分悩んでおられます。

令和3年度からは、通いの場に歯科衛生士や管理栄養士が出向き、参加されている方への意識を高めていただきたいと思います。福祉部門の担当者は、多くの場所はあるがメンバー

が固定化している等の課題がありますので、見直していくことはお聞きしています。

具体化できましたら、周知・啓発してきたいと思っています。その時には民生委員さんのお力添えをお願いしたいと思っています。よろしく願いいたします。

(柴田委員長)

ありがとうございました。では、次の自殺対策についてご説明をお願いします。

(事務局 丸山)

芦屋市の自殺予防対策や今後の自殺予防対策計画策定の流れについて、関連法令も含めまして担当者よりお伝えさせていただきます。

現在の第3次芦屋市健康増進・食育推進計画において、自殺対策として、健康課では、健康増進計画のうちの「こころの健康」という推進分野での取り組みを行っています。

現在の芦屋市の自殺予防対策についてですが、参考資料1に年度毎の実施内容を記載しております。芦屋市の自殺予防対策としては、この計画を推進していくためのこちらの委員会と、関係各課の課長にお集まりいただき、自殺対策は庁内全体で進めていくことが大切であることを意識づける庁内連絡会、窓口職員の職員を対象に悩みの聴き方等を学ぶ庁内研修会、インターネットや、うちわ等の媒体を利用した普及啓発活動が主な実施内容となります。また、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症により不安な状況が続きましたので、参考資料6にありますようなチラシを作成し、相談窓口の一覧とともに配布を行いました。また、自殺者の現状についてですが、参考資料4の「自殺者の現状」というカラー刷りの資料をご覧ください。

最新のデータとして、令和元年までのデータが出ております。平成30年、令和元年続けて過去最少を記録しており、10年連続の低下となっています。男女別にみますと、男性は10年連続の減少であります。自殺者は依然男性の方が多く、女性の約2.3倍となっています。

次に、全国、兵庫県と芦屋市の自殺率の比較です。自殺率は、人口10万あたりの自殺者数を示しています。一番右が芦屋市になりますので、芦屋市の自殺率は、全国、兵庫県と比べ低いということがおわかりいただけると思います。そして、裏面は、芦屋市の現状についてですが、最新のデータが平成30年のものになっており、平成30年は15人となっています。芦屋市は、年間9名～15名の間で推移しています。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響から全国が不安な状況となりました。令和元年までは、自殺者が減少していたと先ほどお伝えいたしましたが、令和2年については、速報の値ではありますが、例年の2.9%(前年比として550人)の増加がみられており、1月～11月までに19,225の方が自死をされています。また、兵庫県内でも増加傾向であるという報告もあります。芦屋市の現状としては、速報値ではありますが、1月～9月の時点で7人と報告があり、現在のところは、例年からの大きな変化はみられていません。ですが、今後も不安な状況は続くことが予測されますので、自殺予防対策については、力を入れていく必要があると感じております。

次に、今後の計画策定に向けた流れを関係法令も含めて、お伝えさせていただきます。自殺

に関する法律は、平成10年に自殺者が2万人から3万人に増加し、その後も高い水準が続いていたこと等の状況から、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するために、平成18年に自殺対策基本法が策定されました。

この自殺対策基本法の制定以降、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と広く認識されるようになりました。また、この自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として平成19年に自殺対策大綱が定められ、その後現在の自殺の現状を鑑み、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年に自殺総合対策大綱の修正がなされています。自殺総合対策大綱については、参考資料2に概要版をつけておりますので、ご参考ください。

その大綱で、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」という、目指すべき社会の提示が改めてあり、自殺は追い詰められた末の死であり、防ぐことのできる大きな問題であることを認識し、関係機関が連携し、地域レベルの実践的な取り組みが必要であることが示されました。自殺の計画については、平成28年の自殺対策基本法制定時に、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めること」と明記され、平成29年11月に市町村自殺対計画策定の手引きが提示されたため、平成30年度からの第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の健康増進計画の中に盛り込む形となりました。

今後の自殺予防対策計画についてですが、国は、先ほどお伝えしたとおり、自殺総合対策大綱に基づいた自殺予防対策計画を立案することと定めているため、芦屋市でも、第4次芦屋市健康増進・食育推進計画策定時に、母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画とともに4つ目の柱として「自殺予防対策計画」を策定する予定です。また、「自殺総合対策大綱」に基づいた自殺予防計画とは、どのようなものかと申しますと、参考資料3ご参考ください。例年、自殺総合対策推進センターから送付されてくる地域自殺プロフィール等を参考に、地域特性の把握と課題の整理を行い、地域自殺対策政策パッケージを活用した計画策定の方向性の確認を行っていきます。地域自殺対策政策パッケージとは、自殺総合対策推進センターが地域の自殺対策計画の策定を支援するために作成しているもので、具体的な施策の案や他の自治体の取り組み例が明示されているものです。そのうち、基本パッケージは、全国的に実施することが望ましい施策群とされており、他市もこのパッケージを参考に計画の施策を検討されています。重点パッケージは、自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となる得る施策について詳しく提示したものです。今後は、今回の評価で行ったような評価シートを自殺対策の内容を盛り込んで作成し、自殺対策の研修の中では、図書館で本を借りることも自殺予防という助言がありましたので、各課の事業を棚卸等し連携し、自殺予防対策に取り組んでいくことがとても重要になっていくと感じております。今後も、健康課が中心になり、各課の取り組みが、自殺予防につながっていることを認識してもらえるよう働きかけを続け、「誰も自殺に追い込むことのないあしや」を目指していきたいと思っております。また、こちらの委員会でも様々な助言を頂き、取り組んでいきたいと思っております。参考資料にあります相談対応のポイントというチラシですが、こちらは庁内のみで配布しており

ましたが、昨年の委員会の中で助言をいただき、福祉センター内に周知するようなこともできました。今後も、この推進委員会のなかでも、みなさまにいろいろなご意見を頂き、自殺予防対策を推進していきたいと考えております。よろしく願いいたします。以上です。

(柴田委員長)

ありがとうございました。ご意見・ご質問あるかたはいますか。

(野田副委員長)

参考資料4の3ですが、全国と比べて芦屋市の特徴や傾向はありますか。

(事務局 丸山)

全国との違いは、3③地域の主な自殺の特徴に反映しております。この度は、女性60歳以上無職同居のかたが1位となっておりますが、芦屋市の母数が少ないため年度により全国との傾向とバラつきが出てまいります。具体的に芦屋市の特徴が年々変化しているため、特定の部分に力を入れないといけない傾向があまり出ておりません。

(溝井委員)

私の方で調べてみたのですが、令和2年1月から11月まで全国では19,101名、うち男性12,769名、女性6,332名でした。兵庫県では、令和2年1月から11月までは818名でした。

この中で一番心配なのは、相談窓口が少ないと報告が載っていたことです。この報告を受けて、行政も含め民間のボランティアももうちょっと必要と思います。窓口はどのような状況ですか。

(事務局 細井)

ご指摘ありがとうございます。1点目は、窓口相談一覧を毎年作成しており、本日ご提供させていただきます。2点目は、特に今年度は「ステイホーム」による感染拡大防止により在宅しないとけないということで、庁内の電話相談一覧のチラシを作成しました。これを全戸配布し、電話によるものですが、どこかと繋がっているとわかるようにお示しをいたしました。また、今回初めて各課に計画に紐づく事業について洗い出して欲しいとお願いし、自殺対策事業の実施の有無を確認したところ、どの課も自殺対策事業を行っていないと返事をもらいました。しかし、所管課としては決してそうは思っておらず、各窓口でご対応していただくことが、ひょっとしたらその方の命を守っていくことに繋がっていくと認識しています。窓口の職員は、直接的な事業をやっていないと考えておられるようで、そうではなく、しっかりお話を聞いていただくことでその方の自死を止めるかもしれないことをわかっていただけるように、健康課として働きがけをしたいと思っています。

庁内の窓口はいろいろありますので、それをしっかり周知していくことが大事だと思っています。今後も関係機関でチラシ等をお配りいただけたらと思います。以上です。

(溝井委員)

すなわち、全ての市民のかたに配られるようにしていただき、先ほどの報告で「こころの健康」に記載のある関係機関とは、そのことですか。

(事務局 細井)

そのとおりです。

(柴田委員長)

ありがとうございました。ご意見・ご質問あるかたはいますか。

(多田委員)

前日も言わせていただきましたが、本気で死のうと考えている人間は、家族や友達には絶対に相談しません。ですから、全く今まで知らなかった人、相談の後おそらく会わないであろう人であれば本音を話せると思います。そういった意味では、こういった公の組織が窓口になると本当にいいことです。私の理想を言えば、相談相手はAIの方がいいと思います。でもそれは今無理なので、公の施設で今日初めて会うかたの方が本音で話せると思います。そういうことをもっと拡散してください。

(事務局 丸山)

ご意見ありがとうございます。自殺を考えているかたは、なにかしら悩みがあり、お金の悩みや家族の介護だったりするので、市役所に来られることが結構あると伺っています。私たち職員もゲートキーパーにしっかりなれるように庁内研修会を年に1回実施しており、その中で悩みの聞き方や昨年度はうつ病にかかったことがあるようなかたから、どういう風な気持ちなのかを具体的にお話を聞かせていただき、少しでもそのかた達の気持ちをお伺いすることができればということで実施をしました。今後も肝に銘じてしっかりやってきたいと思います。

(柴田委員長)

ありがとうございました。ご意見・ご質問あるかたはいますか。

(小山委員)

チラシをいただきこんなに相談窓口があるのだなと見ているのですが、会議に出席した時はこういったチラシをいただくのですが、一般の市民は皆さんあまりご存じないと思います。

もっと掲示板に貼ったり自治会に配ったり、もうちょっと周知できませんか。

今、感染症で皆さん困ってらっしゃる時で、どこに相談したらいいかわからないので、周知できるように方法を考えていただきたいです。

(事務局 細井)

ご意見ありがとうございます。

ステイホームの時に配った電話相談一覧ですが、保存版として全戸配布しました。ひよっとしたら、今はお持ちでないかたもいるかもしれないので、

各団体のかたを通じて配布に御協力いただけたらと思います。よろしくお願いします。

(東郷委員)

相談窓口がたくさんあると言われましたが、これはぜひ社会福祉協議会の中山さんから言われた方がいいと思いつつ、私たちは高齢者や住民のかたから相談を受けると福祉センター1階にある総合相談の窓口に行ってくださいと申し上げています。そこから色んなところに振

り分けていただいています。

(中山委員)

福祉センターの総合相談窓口は、特にコロナ禍以降、経済的な困窮であったり在宅にずっといることでご家族間の不安であったり、ご近所問題と様々な相談がありますけれど、しっかり繋いでいくという役割をしておりますので、福祉センターには何でも相談できる窓口があるということを皆さんからもご周知いただけたらと思います。

(小山委員)

この場でこんなことを言うのはどうかと思うのですが、配布いただいた資料1の今後の課題18ページに載せていただいています。芦屋いずみ会の活動は芦屋健康福祉事務所になります。皆様のご存じのように、2年後は健康福祉事務所が廃止になるなら、私たちのボランティア活動はこれまでどおりできなくなるのでしょうか。活動拠点がなくなれば、私たちの活動がどうなるか不安に思っています。今後の課題には、解決に向けて市と調整をすすめることと記載されていますが、支援を考えていただきたいです。

(田中委員)

芦屋健康福祉事務所が宝塚の方に集約されれば、芦屋いずみ会さんはおそらく宝塚に集約されると思います。あと、市としてどういう風なことをしていくか検討が必要になると思います。芦屋いずみ会さんの活動によってかなり食育の部分では助けていただいておりますし、芦屋市ではたくさんのグループが活動されていますので、フレイルに関しては各団体さんにご協力いただかないと難しいと思います。残る機関が芦屋いずみ会の活動をどう引き継ぐのか、芦屋健康福祉事務所として課題に思っております。

(柴田委員長)

ありがとうございました。たくさんご意見いただき、参考にさせていただきます。次の開催についてご説明をお願いします。

(事務局 細井)

本日はありがとうございました。チラシの準備はすぐにできますのでその際には御協力お願いいたします。今回は、来年度実施の予定です。今回いただいた意見は、各課にお返ししたいと思います。特に窓口周知については、できる限り皆様に届くように工夫して参りますのでご協力をよろしく申し上げます。また、本日はリモートでさせていただきましたが、お気づきのことありましたらご意見を事務局までお寄せいただけたらと思います。

(多田委員)

市役所の広報紙とかにこういったチラシを入れたら、引きこもりの人は結構読んでいるようです。せっかく作成されたのもったいないです。

(柴田委員長)

ありがとうございました。これで委員会を終了いたします。

閉会